

令和6年8月16日提出

令和6年第2回

小金井市議会臨時会議案

(写)

小議発第75号

令和6年8月14日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

宮 下 誠

令和6年第2回小金井市議会臨時会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が市長から送付されておりますので送付します。

記

議案第39号 令和6年度小金井市一般会計補正予算（第3回）

議案第39号

令和6年度

小金井市

一般会計補正予算

(第3回)

令和6年度小金井市一般会計補正予算（第3回）

令和6年度小金井市の一般会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,216,202千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月16日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 1,936,725	千円 50,000	千円 1,986,725
	1 基金繰入金	1,929,500	50,000	1,979,500
歳入合計		55,166,202	50,000	55,216,202

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 4,788,368	千円 47,637	千円 4,836,005
	2 徴税費	546,114	47,637	593,751
13 予備費		55,859	2,363	58,222
	1 予備費	55,859	2,363	58,222
歳出合計		55,166,202	50,000	55,216,202

議案第39号資料1

令和6年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第 3 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 1,936,725	千円 50,000	千円 1,986,725
	1 基金繰入金	1,929,500	50,000	1,979,500
歳入合計		55,166,202	50,000	55,216,202

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 4,788,368	千円 47,637	千円 4,836,005
	2 徴 税 費	546,114	47,637	593,751
13 予 備 費		55,859	2,363	58,222
	1 予 備 費	55,859	2,363	58,222
歳 出 合 計		55,166,202	50,000	55,216,202

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			47,637
			47,637
			2,363
			2,363
			50,000

2 歳 入

款 19 繰 入 金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 1,140,000	千円 50,000	千円 1,190,000	1 財政調整基金繰入金	千円 50,000

説	明
1 財政調整基金繰入金	<div style="text-align: right;">千円</div> (財 政 課) 50,000

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 2 徴 税 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 徴 収 費	108,954	47,637	156,591			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
47,637			
47,637	22 償還金利子及び割引料	47,637	2 市税等還付金及び還付加算金 (納 税 課) 47,637
			22 償還金利子及び割引料 (47,637)
			還付金及び還付加算金 47,637

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	55,859	2,363	58,222			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 2,363		千円	千円

議案第39号資料2

令和6年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	令和5年度末現在高(A)	令和6年度当初予算(B)	年度算第	予算補正状況		補正額(C)	令和6年度崩取の計額(D)	令和6年度予定額(E)	令和6年度現在高(F)=(A)+(D)-(E)	(単位:千円)
						補正	額					
1	財政調整基金	元金 利息 計	7,304,864	142 142	142 142				142 142	1,080,000 110,000 1,190,000	6,115,006	
2	職員退職手当基金	元金 利息 計	9,418	1 1					1 1	70,736	9,419	
3	庁舎建設基金	元金 利息 計	3,234,572	51 51					51 51	70,736	3,163,887	
4	公共施設マネジメント基金	元金 利息 計	567,520	33 33					33 33	78,100	489,453	
5	地域福祉基金	元金 利息 計	959,058	20 20					20 20	15,700	943,378	
6	新型コロナウイルス感染症対策基金	元金 利息 計	545,279	8 8					8 8	55,700 264 55,964	489,323	
7	環境基金	元金 利息 計	1,268,122	200,000 28 200,028					200,000 28 200,028	519,000	949,150	
8	都市再開発整備基金	元金 利息 計	3,029	1 1					1 1		3,030	
9	みどり公園基金	元金 利息 計	130,685	3 3					3 3		130,688	
10	市営住宅整備基金	元金 利息 計	20,601	3,008 1 3,009					3,008 1 3,009	20,000 20,000	3,610	
11	教育施設整備基金	元金 利息 計	135,373	1,976 3 1,979					1,976 3 1,979	30,000 30,000	107,352	
12	土地開発基金	元金 利息 計	65	1 1					1 1		66	
台	計	元金 利息 計	14,178,586	204,984 292 205,276					204,984 292 205,276	1,869,236 110,264 1,979,500	12,404,362	

固定資産税・都市計画税に係る課税誤りに関する概要

1 経過

本年度分の納税通知書発送後に住宅用地の課税標準の特例措置に関する問合せがあったことから、過去に遡り家屋の全件データと土地の全件データとを照合し確認を行ったところ、住宅用地として評価計算し課税すべき対象物件5件について、最長で平成12年度から誤って非住宅用地（住宅用地以外の宅地）として評価計算し課税していることが判明したものである。

これを受け、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく5年間の還付金及び還付加算金のほか、5年を超える期間については小金井市固定資産税及び都市計画税に係る還付不能額の返還等要綱（平成6年6月7日制定）に基づき、合わせて20年を限度として還付不能額と利息相当額を支払うものである。

2 原因

本件誤りの原因は、住宅が新築登記され、住宅用地となった翌年度の賦課処理の際、課税台帳システムの登録漏れがあったことによるものである。

また、これまで誤りについて判明できなかった要因は、当該物件に関する所有権移転以外の登記事項の変更等や税制改正による修正等がなかったためである。

3 影響

(1) 対象件数 5件

(2) 影響額（平成16年度以降の返還額・加算金） (単位:円)

対象者	始期	固定資産税・都市計画税		国民健康保険税※5		合計
		返還額 ※1	加算金 ※2	返還額	加算金	
個人A	平成12年度	3,582,700	753,300			4,336,000
個人B	平成13年度	1,879,000	387,800	104,600	34,500	2,405,900
個人C	平成21年度	851,300	94,200	31,800	3,900	981,200
個人D	平成25年度	2,670,700	191,600	6,600	0	2,868,900
小計		8,983,700	1,426,900	143,000	38,400	10,592,000
法人E	平成14年度	39,066,000	8,570,100			47,636,100
合計		48,049,700	9,997,000	143,000	38,400	58,228,100

- ※1 固定資産税・都市計画税に係る還付金及び還付不能額（※3）の合計
- ※2 固定資産税・都市計画税に係る還付加算金及び利息相当額（※4）の合計
- ※3 還付不能額…地方税法の規定により還付することができない税相当額及び納付済みの延滞金
- ※4 利息相当額…還付不能額に対する、還付加算金に相当する額
- ※5 国民健康保険税の返還額及び加算金については、小金井市国民健康保険税に係る還付不能額の返還等要綱（平成17年3月18日制定）による。

(3) 返還不能分（平成12年度から平成15年度分まで）

返還不能金額：4, 233, 610円（3件合計）

4 対応

対象納税義務者には、全件直接謝罪及び説明済み。

本還付・返還対象となるのは、過大に課税していた期間のうち最長20年間分。

対象のうち、21年以上の過納期間があった3件については、返還できない期間が生じる旨説明し、了承済み。

1日でも早く処理すべきと考え、対象のうち4件については、現計予算で対応することとし、不足分については予備費充当も含め返還手続を進めている。

補正予算を計上している部分については補正予算議決後、返還に係る手続を速やかに進める。

5 再発防止策

課税台帳に登録する際の確認作業の更なる精度の向上を図るため、現在、課税前に行っているデータ入力時における複数人での確認作業の再度徹底を図る。

今後は、毎年当初課税時に、固定資産税システムにより家屋と土地の全データを突合することにより、台帳登録前の確認を強化することで更なる再発防止に努める。

また、課内打合せ等により、職員への課税に係る基本事項等の再確認を行うとともに、業務に対する意識の向上や取組姿勢の一層の向上を図る。